

## 委第6号議案

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年11月8日

提出者 議会運営委員長 黒田 健祐

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第18条の3に次の1項を加える。

- 3 前条第3項の規定は、オンライン会議システムにより会議に参加する場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

委員がオンライン会議システムにより参加する場合において、委員長のオンライン会議システムの解除権限を規定するため、この条例の改正を行うものである。

## つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第18条の2（略） （参加の特例）</p> <p>第18条の3（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 前条第3項の規定は、オンライン会議システムにより会議に参加する場合について準用する。</u></p> <p>第18条の4（以下略）</p>	<p>第1条—第18条の2（略） （参加の特例）</p> <p>第18条の3（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第18条の4（以下略）</p>